

第6章

企業のCSRと児童労働

—シバカシの現実と企業のCSRの間をつなぐものを考える—

中村 まり

要約:

企業は児童労働の撤廃に重要な役割を果たすことができる。1990年代末ごろから議論され整備されてきた企業のCSR（社会的責任経営）を通じて、環境問題や労働慣行、人権への配慮の国際的基準やイニシアティブは拡大してきた。児童労働にかかわる項目も、多くの基準やイニシアティブに含まれており、企業が取り組むべき問題に、文言上は児童労働撤廃も目に見える形で入っている。CSR活動の中でも、特にサプライチェーンマネジメントを通じた人権CSRは、NGOなどの問題提起の事例も多く、児童労働問題を解決する糸口となっている。

一方で、児童労働問題が実際に発生している途上国には、企業のCSR活動や倫理的消費者運動の目が届かない農場や国内消費財製造現場が数多く残されている。そのような現場における児童労働に対処するには、多くのアクターの関与による地道な問題解決努力が求められている。

キーワード:

CSR、サプライチェーン、国連グローバル・コンパクト、SA8000、ISO26000

はじめに

日本には児童労働はない。基本的にはないことになっている。しかし、日本の消費者が使うものは一切の児童労働の使用がないかと言えば、完全に児童労働との関わりを否定できるわけではない。企業は児童労働に、様々な形で関わっている。児童労働を自社の雇用関係の中で使わないのはもちろんのこと、サプライチェーンの中や取引企業の中でも完全に児童労働を使用しないよう徹底することは、企業の社会的責任の第

一步である。多くの児童労働が携わる産業である農業や家内工業にも、川下をたどれば企業が関係してくる。企業なくして商品・サービスの流通はありえないからである。児童労働を自社製品にかかわらせないだけでなく、子どもたちを積極的に教育の場に送り込むための支援も企業には可能である。教育環境の充実の支援、子どものドロップアウト防止の支援、教育継続のための奨学金の提供など、企業にできる方策は数多くある。

本章では、企業をとりまくCSRの基準や認証制度を整理し、児童労働撤廃とのかかわりに関して検証する。特に日本企業はどのような立場にあるのかをみていく。また、インドを事例に、児童労働撤廃に注力している現場と、それを企業のCSR活動で捉えられる限界についても考え、今後どのような方面で行動できるのかを考えていく。

第1節 企業行動と児童労働撤廃

今日企業の行動には、利益追求だけではなく、あらゆる社会的責任が問われており、社会的責任をとるべく経営することが求められている。企業から見た児童労働問題は、労働問題、人権問題の一部ととらえられ、CSR活動の一環として対処しようとしている。

1. CSR活動とサプライチェーン

企業のCSR活動には、環境面の配慮、労働慣行や人権への配慮、腐敗防止といった、異なるしかし関連し合った項目がある。企業のCSR活動で人権を扱うとき、自社の従業員の人権問題という狭い範囲でなく、広範囲な影響を考えなければならないという姿勢が、広まってきている。日本国内では馴染みが薄いと思われる児童労働や強制労働も、グローバルに事業を展開する日本企業のサプライチェーンの末端まで見た場合に、どこかの段階で関与している可能性は十分に想定される。

CSR調達とは、品質、価格、納期にプラスして、プロセス、つまり製品が作られる過程で、環境面、労働慣行、人権などの社会面への配慮がされているかについても着目して調達を行うというものである。具体的には、まず最終メーカーが一次サプライヤーへ自社が行うのと同じような配慮を求め、さらに一次サプライヤーが二次サプライヤーに配慮を求めてゆく。このように次々と要請がつながっていくことで、サプライチェーン全体が環境面や社会面の配慮を行うことが進み、ひいては社会全体のCSR化が進むことに貢献することになる。¹

このようなCSR調達の動きは、スウェットショップが賃金労働、児童労働、強制労働、長時間労働等の問題をかかえた労働搾取工場であると、1990年代の初めごろからNGOが指摘したことがきっかけとなって始まった。契約工場に発生している問題であっても、商品の不買運動につながるなど、ブランドの責任がクローズアップされるようになった。ナイキの契約工場へのNGOの指摘やPlay Fair at the Olympicsキャンペーンは、スポーツ用品を生産する労働者の権利向上を目的としたもので、海外のNGOが共同で強く働きかけた結果であった。2004年のアテネオリンピックの時に、アシックス、ミズノなどの日本企業の委託工場に法令違反と長時間労働があるとの指摘を受け、改善対応が行われた事例もある²。

サプライヤー企業で起こる長時間労働は、メーカーからの不安定な注文や不完全な生産計画、細かなやり直し作業の要求などが原因になっていることもある。社会面での様々な問題を解決していくためには、行動規範などのルールを決めるだけでなく、サプライチェーンのいろいろなレベルで十分なコミュニケーションをとり、一緒に改善していく姿勢が大切であると指摘されている。³バイヤー企業とサプライヤー企業、ワーカーとラインマネージャー、ワーカー同志のコミュニケーションをスムーズにできるようにすることの重要性が問われている。さらに、サプライヤーに起こっている問題をサプライチェーン全体の問題としてとらえ、共に課題解決に取り組むことが、サプライチェーン全体の信頼性向上につながり、結局のところ、企業にとってはCSR調達を通して競争力のあるサプライチェーンを構築できることとなる。このように企業ブランドが大きいほどサプライチェーンが拡大し、問題が発生する可能性も高くなるので、リスクマネジメントとしてCSR配慮がサプライヤーまでできているかどうか、グローバル化したビジネスの継続のために必要条件と言われるまでになってきている。

2. 国際的イニシアティブ

企業のCSR活動を推進し、認証するさまざまな国際的イニシアティブがあり、それらは児童労働問題への対処も、認証の条件に挙げている。

(1) 国連グローバル・コンパクト

国連は1999年に、企業のあり方を定めた「グローバル・コンパクト(Global Compact: GC)10原則」を策定した。この原則に沿って企業活動することを国連に約束した企業は、国連からGC企業として認証をもらえる仕組みである。近年、企業の評価基準、社会的責任投資の指標に反映されるなどして実効性も出てきている。ジョン・ラギエー国連人権理事会特別代表は、2008年に企業と人権の関係として3つ

の原則を提唱した。①政府の人権保護責任、②企業自身による人権の尊重、③個別の人権侵害に対する救済制度の確立、がその原則であり、国際人権を考える上でも重要なポイントとなっている。

具体的に児童労働と関係のある項目は、G C10原則のうちの「原則5：児童労働の実効的な排除」である。この原則において児童労働は、以下のように説明されている。

4：

児童労働は、国家が異なる段階の発展を遂げる際の一時期、世界のほとんどすべての国において発生した。現在でも多くの開発途上国において児童労働が深刻な問題となっている。しかし、児童労働は開発・工業国においても（ますます目に見えない形で）存在している。たとえば、ある移住者コミュニティで児童労働が発生している。（中略）児童労働は、子どもから幼年時代と尊厳とを奪ってしまう。子どもの多くは低賃金もしくは賃金無しで長時間働く。しばしば健康や身体的、精神的発達に有害な労働条件の下で働かされる。教育を受けることもなく、家族から引き離されていることが多い。初等教育を終えられない子どもは読み書きができないままに過ごすことが多く、仕事を得たり、近代経済に貢献するために必要な技能を取得できない。その結果児童労働は多くの未熟練の、無資格の労働者をもたらす結果となり、職場で将来必要な技能を取得できない。

そして、児童労働は正規の経済およびインフォーマル経済の双方に存在するが、特に最悪の形態の児童労働は、主にインフォーマル経済にみられることを指摘している。そして、子どもは経済的な搾取や子どもの健康や道徳を脅かすような労働、子どもの発育を損ねるような労働から保護される権利を有するので、異なる年齢や成長の段階にしたがって、どのような仕事を容認するか区別する基準が必要であるとしている。その上で、雇用者側に対しては、以下のように警告している。

使用者は、社会的に受け入れられず、かつ子どもから教育の機会を奪うような方法で児童労働を使用してはならない。児童労働の問題が複雑であるということは、企業はその問題に特別の配慮を持って対処する必要があり、かつ働く子どもをより搾取的な形態の労働に従事させるような行動はとってはならないことを意味する。原則5が述べているように、全企業が目指すべき目標は、その影響を及ぼす範囲内で児童労働を廃止することではなければならない。児童労働の使用は企業の信望を傷つけるものであることを指摘しておきたい。このことはとくに多国籍企業について言えることである。多国籍企業は広範なサプライ・サービス・チェーンを持ち、子どもの経済的搾取は、たとえそれがビジネス・パートナーによ

るものであっても、ブランドのイメージを傷つけ、収益や株価に大きな影響をもたらすであろう。⁵

またG C 10原則は、企業が取るべき行動について、「企業のための戦略」の中で以下のように論じている：

児童労働の原因や結果について認識や理解を深めることが、児童労働に対して企業がとるべき行動の第一歩である。このことは、児童問題を明らかにし、児童労働がビジネスの中で問題となっていないかを見定めることを意味する。地理的に遠く離れたサプライチェーンを持つ特定の産業部門で子どもを採用する企業は、とくに用心しなければならない。しかし、文書や記録がない場合、児童労働が使用されているかを発見することは難しい。その場合は、児童労働摘発プロセスを助ける現地の非政府組織、開発機関もしくは国連機関を利用することが検討に値する。児童労働の使用が明らかになった場合、子どもたちにその仕事をやめさせ、実行可能な代替作業を提供しなければならない。それにはしばしば、子どもたちを就学させることや、両親もしくは就労年齢に達している家族の一員に、所得を生み出すような仕事を提供することなどが含まれる。企業は以下のことを認識すべきである。つまり、支援がなければ子どもは売春のようなより悪い状況へと追い込まれる可能性があることや、子どもが唯一の収入源である場合、子どもから仕事を直に取り上げることは、彼ら自身の困難な状況を軽減するというより、かえって悪化させる危険があるということだ。⁶

そして、具体的な行動として以下のように提案している：

1. 職場において、① 国内労働法や規則の最低年齢に関する規定を順守し、国内法が十分でない場合は、国際基準を考慮に入れる、② 採用手続きにおける年齢の証明については、適切かつ証明できる手段を利用する、③ 法律上の就労年齢に達していない子どもを職場で発見した場合、ただちにその仕事を止めさせ、同時に子どもとその家族のための適切なサービスと実行可能な代替作業を提供する、④ 児童労働をなくするために下請け人、サプライヤー、その他の企業の子会社に影響力を行使する、⑤ 児童労働を発見するための手段を開発し、実施する、⑥ 成人労働者に安定した雇用および適正な賃金と労働条件を提供し、彼らがその子どもたちを働かせる必要をなくする。

2. 地域社会において、① 部門別の産業団体や中小企業が、ガイドラインを作成できるように援助する、② 働く子どものための教育、職業訓練およびカウンセ

リング、そして働く子どもの両親を対象とした技能訓練を策定するのを支援し、かつ援助する、③危険な労働から開放された子どものために、補足的な保健・栄養計画を実施するのを奨励し、かつ援助するとともに、職業病や栄養不良の子どもたちを治療するための医療サービスを提供する。⁷

国連G Cには、現在世界で6000の企業が参加している。日本企業も2010年末で121企業がG Cジャパンネットワークに参加しており、その数は増加している。一方で、国連が企業をパートナーにすることで、多国籍企業の問題行動を覆い隠し、むしろイメージアップする（ブルーウォッシュと呼ばれる）ための手段に使われているのではないかという一部国際NGO等からの批判の声もある。

(2) ISO26000 (社会的責任に関する手引き)

国際標準化機構（ISO）において規格策定作業が行われてきた、社会的責任に関する国際規格（ISO 26000：社会的責任に関する手引き（Guidance on social responsibility））が2010年11月1日に発行された。これは、企業だけでなく、規模及び所在地に関係なく、官民あらゆる種類の組織を対象にしたもので、説明責任、透明性、法令遵守、人権の尊重など社会的責任に関する7つの原則をはじめ、組織の中で社会的責任を実践していくための具体的な内容等を規定している。世界99カ国のISO標準化機関（日本では、財団法人 日本規格協会）や産業界、消費者、労働団体、政府間組織、NGOからの代表を含めた多様なステークホルダーが参画して策定が行われた。この背景には、ステークホルダー・エンゲージメントという考え方が重視され、共通する問題解決ためにセクター間の積極的な対話と関与を求めている内容となっている。

この規格は、それぞれの組織の特徴に合わせて必要な部分を活用することを促すもので、認証を目的として策定された規格ではなく、手引き(ガイダンス)規格である。⁸ このため、今後様々な組織が社会的責任を実践していく上で、グローバルな共通テキストとして活用されることが期待されている。

ISO26000では、バリューチェーンに重い位置づけがなされている。当該組織だけでなく、組織の方針や事業・活動を通じて、その組織が影響を及ぼす範囲を対象とすることとし、サプライチェーンはバリューチェーンの一部として定義されている。「バリューチェーン」の定義は、製品あるいはサービスのかたちで価値を提供するか、あるいは、受け取るような一連の活動、または、関係するもの全体のことである。具体的には、①価値を提供する関係者には、サプライヤー、受託労働者その他が含まれる、②価値を受け取る関係者には、顧客、消費者、取引先、その他の使用者が含まれる。そして、「サプライチェーン」の定義は、組織に対して製品あるいはサービスを

供する一連の活動、または、関係するものとされ、①この用語はバリューチェーンと同義であると理解される場合があるが、この規格においては、バリューチェーンの定義に従い使用されることとなっている。ISO26000では、組織の川上、川下につながる製品やサービスのチェーンに対しては、基本的に「バリューチェーン」という語を使うことになった。そして、「サプライチェーンと組織の社会的責任の問題」は「影響力の範囲」(Sphere of Influence)として扱っている。これは、前述の国連のラギー報告(2008年4月)を踏まえたものである。国連「ラギー報告」とは、2008年6月の国連人権理事会第8回会合に、ジョン・ラギー国連事務総長特別代表から提出された報告である。内容は、多国籍企業およびその他の企業の活動において、人権の擁護を促進するため、「保護、尊重、救済」の枠組みを示している。また、企業に対しては、各国での法律遵守だけではなく、人権侵害を回避するために、「影響力の範囲」や「共謀の回避」への配慮と、リスクを管理するプロセスとし「デューディリジェンス(due diligence: 然るべき配慮)」を求めている⁹。このラギー報告は、ISO26000の作成の後半に論議の対象となったが、その内容を消費者、政府、産業界、労働団体、NGO、学術研究機関等6つのステークホルダーが支持したことで大きな影響を与えた。

問題解決に向けたイニシアティブとしては、経済成長を「人間の顔をした成長」へと転換することや、ミレニアム開発目標の達成、ディーセントワーク(decent work: 働きがいのある人間らしい仕事)に向けての取り組み、また日本企業が扱う「最長」といわれるバリューチェーンでの取り組み、特に海外のバリューチェーンへの対応が重要となるであろう。日本の中小企業向けに、ISO/SR 国内委員会は「やさしい社会的責任—ISO26000と中小企業の事例」を発行して、広範な理解を呼びかけている。¹⁰ISO26000自体が、2013年に最初の見直しが予定され、以後5年ごとの見直しが計画されている。

(3) SA8000

SA(Social Accountability)8000は、米国のCSR評価機関であるSAI(Social Accountability International)が、国際的な労働市場での基本的な労働者の人権の保護に関する規範を定めた規格である。SA8000の9つの要求事項は、①児童労働の禁止、②強制労働の禁止、③労働者の健康と安全、④結社の自由と団体交渉権、⑤差別の禁止、⑥懲罰の禁止、⑦適正な労働時間、⑧適正な報酬(最低賃金以上)、⑨持続的改善のためのマネジメント・システムである。SA8000シリーズは、第三者の審査登録機関の調査による認証システムである。企業の労働環境についての方針や現場が細かくチェックされ、合格した企業だけがSA8000を取得できる。一度取得すると、3年間有効だが、6ヵ月ごとの定期審査を受ける義務を課せられる。企業にとってSA

8000を取得することは、社会的評価・信用力の向上や、ステークホルダー・自然環境に対する配慮、競合他社との差別化などに繋がり、また、健全な労働環境をつくることによって、労働意欲が向上して生産性が上昇するなどのメリットが発生すると考えられている。アディダスや GAP、パタゴニア、ティンバーランドなどの大手アパレル企業が認証を受けている。またインドや中国、ブラジルなどの途上国、新興工業国でも認証例が増えている。¹¹一方で、日本では、流通大手のイオンが SA8000を取得している。しかし、CSR先進企業100社の2010年度の調査では、SA8000を取得している事業所が（海外も含めて）ある企業は4社にとどまった。¹²日本でSA8000があまり普及しない理由として、①特に大企業の国内正規労働者については、既に高い労働条件を勝ち取っている②ISOやヨーロッパの環境基準など、国際規格が多すぎる、③日本企業は第3者機関の監査を嫌う傾向があり、経団連も企業の自主的行動を評価しているなどがあげられる。¹³

3. 日本企業のCSRと児童労働

日本企業向けに提唱されているCSR基準としては、経団連の企業行動憲章が特筆される。

(1) 経団連の企業行動憲章

経団連の企業行動憲章手引きの中で児童労働は、「従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する」という条項の6項目に「児童労働、強制労働は認めない。」と明記されている。さらに「基本的心構え・姿勢」として、「就業の最低年齢に満たない児童に対する、身体的、精神的、道徳的その他の社会的発達を損なう、有害で搾取的な児童労働、ならびに従業員の意に反した苦役などの不当な労働は、基本的人権を侵害するものであることから、これらを強制しない。」としている。そして、「製品が途上国などにおける児童労働・強制労働を通じて作られていないか、国際的に消費者やNGOの関心が高まっている。自社内に対する場合と同様に、グループ内企業・協力企業に対しても、児童労働・強制労働禁止を求める。」と呼びかけている。「具体的アクション・プランの例」としては、「(1) 自社内の取り組みを推進する。自社として児童労働・強制労働は行わず、かつグループ内企業・協力企業にも同様の措置を求めるという取り組み姿勢を、教育研修などを通じて従業員に徹底する。(2) グループ内企業・協力企業に向けた取り組みを推進する。① 児童労働・強制労働を通じて生産された材料・製品などは購入しないことなどを内容とする企業行動規範を、グループ内企業・協力企業向けに周知させる。② 児童労働・強制労働に関し、取引業者に対してアンケートを実施す

るなど、実態の把握に努める。(3) 広く社会に向けた取り組みを支援する。途上国などにおいて、教育支援や職業訓練など、児童労働・強制労働禁止に向けた各種プログラムに協力する。」などをあげている。¹⁴

(2) 日本企業のCSR報告書に見る児童労働

日本財団によるCSRの独自調査「日本企業のCSR報告書」によれば、大企業が自ら定める「企業行動憲章」や「行動指針」の中で、児童労働・強制労働の防止についての言及が実際にあるのは、調査対象となった100社中41社に留まっている。¹⁵また2010年度から追加された調査項目の「サプライヤー行動規範やCSR調達ガイドラインの中で、児童労働・強制労働の防止についての項目がある」については、30社が肯定している。環境・コンプライアンスに比べて労働者の人権に関するCSRに積極的言及がないのが日本企業の特徴とされていたが、2000年代後半になって徐々に人権CSRへの配慮が増えている傾向がある。

4. 積極的な企業の取り組みと現場との乖離

CSRの一項目というレベルを超えて、より積極的に児童労働撤廃に取り組むことを表明している企業もある。スウェーデンに本社を置くインテリア用品メーカーのIKEAは、その事業方針の中で、明確に児童労働反対を打ち出している。生産国の文化や伝統を重んじる一方で、子どもの権利を守り、子どもを取り巻く環境の改善に取り組むことを表明している。あらゆる納入業者やその下請業者が児童労働を使用することを認めず、子どもの教育と開発の権利を守ることを表明している。納入業者や下請業者に対して抜き打ちの第三者機関の査察を実行し、児童労働が見つかった場合、厳格な改善プランが要求される。しかし、例えばインドには約15万~17万5千機のカーペット手織り機があり、45万人~52万5千人がカーペットづくりに携わっているとされている。この全てを査察することは不可能であり、その意味で、完全な児童労働フリーのいかなるマークや認証もつけていないというのが、IKEAの主張である。そして、IKEAのサプライチェーンマネジメントでは十分に行き届かない部分を補うために、UNICEFやセーブ・ザ・チルドレンなどの国際NGOや、ローカルNGOなどとの幅広い協調作業が必要であることを訴えている。¹⁶

CSR報告書や国際的枠組みが整備されていることは、大きな進展にちがいない。しかしながら、より組織的かつ広範囲に児童労働の撤廃を求めると、児童労働が撤廃されずに、むしろ先進国企業目には捉えられない地下へと潜伏していく危険もはら

でいる。次節では、企業行動が児童労働撤廃に効果的に働く産業と、企業としての対策が難しい産業の事例を検討していく。

第2節 途上国の生産現場での事例検討

1. 市場の圧力が働くタイプの産業

企業のサプライチェーンにCSRの考え方を浸透させて、末端のサプライヤーまでクリーンな労働環境を求めていくやり方は、自社の製品の最終購入者が先進国消費者である場合にはある程度の効力はあるだろう。消費者が製品の製造工程の労働条件に敏感である欧州諸国である場合や、NGOのキャンペーンなどに呼応して、情報が広まりやすい市場環境がある場合には、消費者の関心の動向が、企業への圧力として働きやすい。スポーツ用品や、衣類、化粧品などが、キャンペーンの対象として話題になったことがある。

以下では、世界的なブランドでなくても、経営者の社会貢献への意向が、新しいビジネスモデルとなっている事例を紹介する。

農村を活性化するビジネスモデル：ジャイプール・ラグズ (Jaipur Rugs)

インド・ラジャスターン州に本社があるジャイプール・ラグズでは、農村の伝統的手工芸品・絨毯織物を農村の機織り職人から直接買い上げ、中間業者のマージンを排除することで、農民の収入を向上させるとともに、製品の仕様やデザインの細かな変更に対応できるモデルを作り上げた。家庭内工業として、児童労働の発生しやすい環境にあった絨毯織機を村の作業場に設置することで、数人の共同作業によってよりサイズの大きな製品を製造できるようにするとともに、作業環境を外部に対して開放的にして、児童労働を使用する余地をなくした。また、製品の品質向上トレーニング、継続的な受注と原材料の供給をジャイプール・ラグズが行うため、中間業者によって、原材料の供給や製品の買い上げを仕切られていた時に比べ、収入が向上し安定的になった。出稼ぎよりもジャイプール・ラグズ向けの生産の方が収入が多いため、出稼ぎが減った。さらに、収入が向上したことにより、子どもの教育にお金をかけることができ、私立学校に通わせる余裕のある村人も出てきたとのことである。ジャイプール・ラグズの販売会社はアメリカにあり、創業者 Nand K. Chaudhary 氏の娘が営んでいる。洗練されたカタログやウェブサイトで売り上げを伸ばしており、同社では、現在4万台ある絨毯織機を今後どのようにしてより増やしていくかを課題としている。

2. 外部の目にさらされない産業

児童労働の問題は、先進国の消費者の目が届かず、先進国市場からの監視圧力にさらされていない途上国の国内消費財の生産現場に根強く残っている。企業の監視を通じて児童労働を抑制することのできない、家庭での内職や家内工業、農業での児童労働の撤廃は、依然困難を極めている。

例えば、インドにある HAQ Children Center では、子どもを児童労働・人身売買・児童虐待等から守る活動をしているが、コーディネーターの Ali 氏によれば、ILO の統計はかなり実態とはかけ離れていて、児童労働や子どもの虐待の問題は全体的に、より不可視化、潜在化、深刻化しているという。インドでは農業の不振により農村部から他州や都市部へ移動する家族が増え、移民労働者を管理することはますます難しくなっている。さらに組織的な子どもの売買も増えているとみている。インド政府の国家児童労働撤廃プロジェクト (NCLP) は1997年に開始されたが、この10年にわずか48万人の児童労働者削減しか実現しておらず、実質的に機能していない、と Ali 氏は批判していた。2年前に設立されたタスクフォースも1度の会合しか開いておらず、機能は麻痺していると、政府の実行力の低さを大いに問題視していた。実は筆者は、近年先進国で広がっているフェアトレード市場や倫理的消費運動によって、国際的な児童労働根絶の圧力は高まっていると考えていたのであるが、インド国内の分無役においてはあまり効果がないとインドのNGO関係者は語っていた。¹⁷しかし、法的支援活動も行っている HAQ センターにとっての大きな進展は、昨年政府の認定する危険有害職種の数が増え、より多くの事件に法的根拠をもって対応できるようになったことである。インドは ILO182号条約を批准していないが、それはインド国内で定めている危険有害労働の定義が ILO182号条約よりも広く、より先進的なためであるとのことであった。

インドでは、農業分野での児童労働は、法規制の対象外となっている。しかし、フェアトレードのオーガニックコットン生産プロジェクトや、有機野菜栽培の技術移転などを通じて、容認される「子どもの仕事」の範囲を超えた労働参加を抑止する方策が実践されている。

最後に、より児童労働の可視化が難しい国内消費財産業の事例として、インド・タミルナドゥ州での花火産業やマッチ産業の児童労働対策の事例について紹介する。

児童労働が多いことで知られるタミルナドゥ州のシバカシ地区の花火産業やマッチ産業では、工場などの組織的な就業の場では児童労働の使用禁止を受けて、子どもは見られなくなったと言われているが、労働の場は家庭内へと移り、より不可視化していると指摘する関係者が多かった。ただし、取り締まりについては限界があるものの、そのような状況下でも、女子を集めて教育機会を与える女子寮や夜間学校を開設する

試みがなされていた。夜間学校は、貧弱な公立学校の授業を補う目的で、特に低カーストの子弟に補修を行い、教養を身に着けさせると同時に、個人の表現能力を伸ばすスピーチの訓練などを、明かりもない夜の公立学校の庭に集まって行っていた。こうした地道な取り組みがなければ、子どもたちは容易に労働に戻ってしまうと関係者は指摘していた。同州のパラヤム地区では、アンベドカール師の教えに従い、教育を重視し、子どもたちの立場に立った教育方針を広める活動が展開されていた。児童労働問題は、公教育の脆弱さや低カーストの人々の社会変革の運動などにも関わり、現場レベルでは多くの政治的背景などもからむ複雑な問題となっている。一方で、シバカシ地区の花火産業では、危険な労働環境が野放しになっており、花火工場での事故が頻発しているが、一切報道されていないと関係者は語っていた。

第3節 今後の課題と対応策

インドで垣間見た児童労働への対応は、現場レベルでは、農村開発やマイクロファイナンスなど、他の貧困削減策に密接に関係している。農村開発やマイクロファイナンスを提供するローカルな NGO が、同時に児童労働撤廃に問題にも携わっているからである。そして財政的理由により、児童労働撤廃を活動内容に掲げている NGO でも、実際にどのような活動に重点を置くかは、得られるリソースによるのである。NGO 側は政府の児童労働撤廃プログラムの進展の遅さを批判していたが、一方政府関係者は、組織的雇用の場から児童労働は排除されたと見なしていた。農業は児童労働の規制に対象外であるし、家庭内の労働も両親の手伝いと見なされて禁止の対象になっていないので、農場や家庭において児童労働はより不可視化し、規制やモニタリングではとらえ切れなくなっている。また多くの関係者が口を揃えたのは、最近の経済発展が一部の組織的産業、工業に偏っている一方で農業が不振となり、農業労働では食べていけなくなった低所得層がインフラ建設の労働者として移住する傾向が強まったことから、親に伴われて移住する子どもの教育の機会が奪われていることである。

こういった現場レベルの問題に、企業はどのように関与していけるのであろうか。SA8000やISO26000といった認証を得ることは、企業価値を高め、株式市場の信頼を得るひとつの指標と考えられ、取り入れている企業は増えている。こうした企業のCSR活動を通じた影響力で、労働者をめぐる環境改善の外堀を埋めることが必要である。それとともに、認証機関や企業のサプライチェーンマネジメントを通じた監視では捕らえきれない児童労働こそ、多くのアクターが関与し、マルチ・ステークホルダー (multi-stakeholders: 複数関係者) 方式による全方位的できめ細やかな、そして地道な活動が求められている。

-
- ¹ 藤井・海野 [2006]。
- ² 長坂[2010]。
- ³ 藤井・海野、前掲書。
- ⁴ Global Compact Network Japan (GCNJ) 「グローバル・コンパクトの10原則」 (http://www.ungcjin.org/aboutgc/image/GC_10.pdf)。
- ⁵ GCNJ 前掲。
- ⁶ GCNJ 前掲。
- ⁷ GCNJ 前掲。
- ⁸ 財団法人 日本規格協会『ISO 26000プロジェクト概要』(http://iso26000.jsa.or.jp/_files/info/pm/project_overview.pdf)を参照。
- ⁹ ISO26000 では、組織の決定や活動が社会・環境・経済に与える負の影響を調べることをデューデリジエンスと呼んでいる。人権の中核主題では、影響の中でも特に組織が人権に与える影響について注目し、デューデリジエンスと呼んでいる。
- ¹⁰ 財団法人日本規格協会 Web site 参照。(<http://iso26000.jsa.or.jp/>)
- ¹¹ SAI [2008] *10th Anniversary Report* (http://www.saintl.org/_data/n_0001/resources/live/SAI_Tenth_Anniversary_Report_HiRes2-08.pdf)。)
- ¹² 日本財団CANPAN運営事務局[2010] を参照。
- ¹³ 吾郷[2007] pp.162-168。
- ¹⁴ 日本経済団体連合会 [2007]を参照。
- ¹⁵ 日本財団 CANPAN 運営事務局 [2010]を参照。
- ¹⁶ “IKEA exposed over 'child labour' and green issues” The-Latest.com (May 22, 2007) 'および IKEA Service SAB [2003] “IKEA’s Position on Child Labour” 参照。
- ¹⁷ 2011年2月の筆者のインドでの聞き取り調査による

参考文献

- 吾郷眞一 [2007] 『労働CSR入門』、講談社現代新書
- 生田孝史 [2008] 「グローバル市場における日本企業のCSRサプライチェーン」(『研究レポート』No.308 富士通総研 (FRI)経済研究所
- 長坂寿久[2010] 「企業と NGO の協働の仕組み—CSR=企業と NGO の新しい関係(その2)—」(『季刊 国際貿易と投資』Spring 2010/No.79 財団法人 国際貿易投資研究所
- 日本経済団体連合会(経団連) [2007] 『企業行動憲章 実行の手引き(第5版)』経団連
- 日本財団 CANPAN 運営事務局 [2010] 『世界に誇る日本のCSR 先進企業実態調査について』(<http://www.nippon-foundation.or.jp/org/news/8f0j6k00000bsdvv-att/8f0j6k00000bsdy6.pdf>) 2010年3月14日アクセス
- 藤井 敏彦・海野 みづえ [2006] 『グローバルCSR調達—サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』日科技連出版社
- プラハラード, C.K. [2010] 『ネクスト・マーケット[増補改訂版]——「貧困層」を「顧客」に変える次世代ビジネス戦略』英治出版